

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		不適正な取引行為の改善勧告等
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市消費生活条例
条 項		第 1 6 条
所 管 課		市民局 市民生活部 消費生活総合センター (電話：048-645-3002)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定：(不適正な取引行為の指導及び勧告については、相談件数、相談増加率、相談内容などについて事案ごとに考慮する必要があるため基準の設定が難しい。)
	備 考	